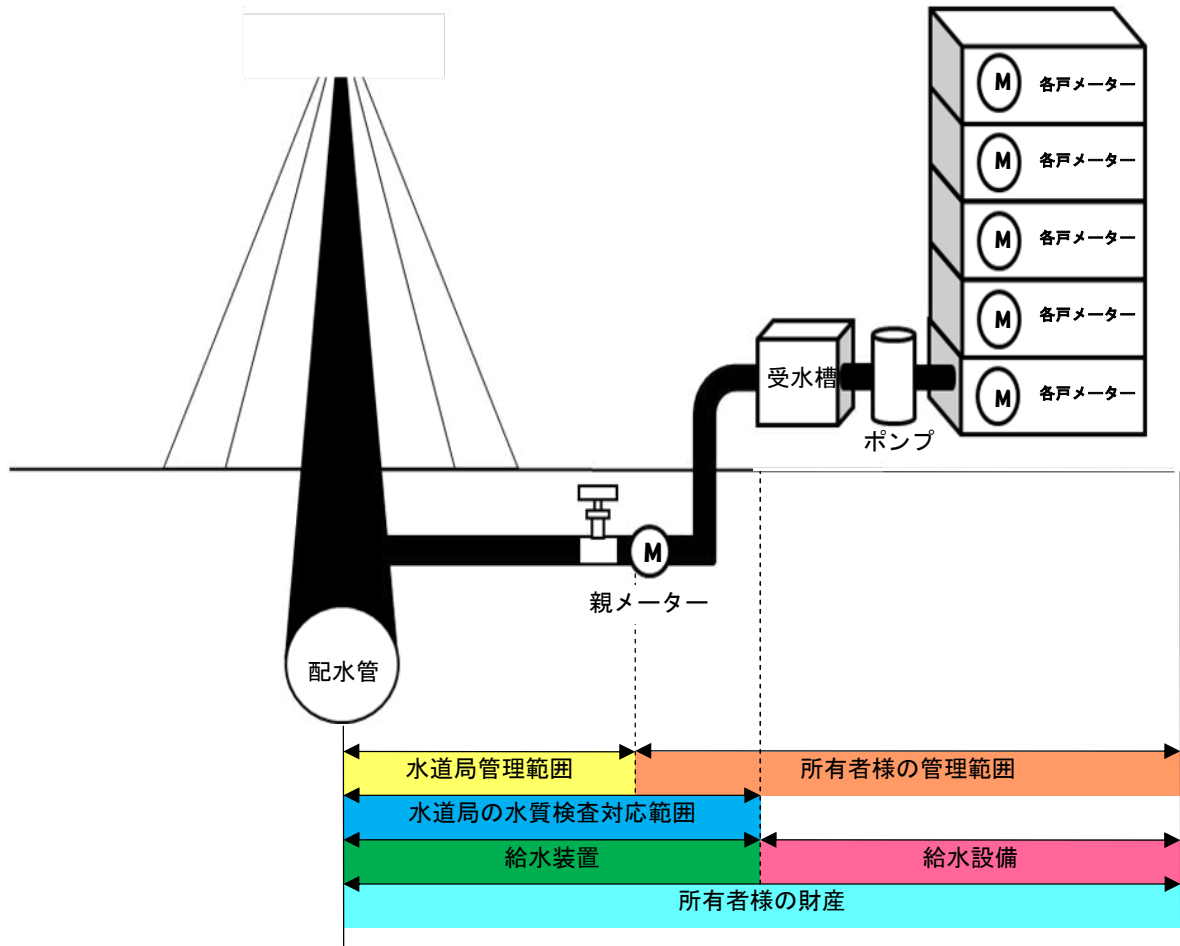


第2種共同住宅適用の認定申請について

1 貯水槽給水方式の共同住宅の水道のしくみ



「貯水槽給水方式」の水道は、配水管より分かれたところから受水槽の入口までを「給水装置」といい、受水槽からじゃ口までを「給水設備」といいます。

これら「給水装置」および「給水設備」は、いずれも所有者の財産ですので、所有者は善良な管理者の注意をもって水が汚染し、または漏水しないように管理しなければなりません。ただし「給水装置」のうち、配水管より分かれたところから第1止水栓までの間に漏水が発生した場合に限り、水道局で修理対応いたします。なお、水質については、受水槽の注入口までが水道局の対応となります。

2 第2種共同住宅

各戸ごとに給水設備を有し、各戸検針および各戸徴収の対象となる共同住宅で、新潟市水道局が定めた「新潟市水道局共同住宅における水道料金の算定の特例に関する規程」により認定したものを第2種共同住宅といたします。

3 各戸検針、各戸徴収

共同住宅の所有者（施主）の方が、水道局で定める「受水槽以下の共同住宅における水道メーターの設置要綱」（以下「設置要綱」という。）に適合した水道メーターを設置し、その認定を受け第2種共同住宅取扱契約を取り交わします。この共同住宅に対して、一般住宅と同じような取扱いで各戸ごとに水道メーターの検針を行い、水道料金の計算をし徴収することとなります。

4 水道局で各戸検針、各戸徴収のできる共同住宅

次に掲げる要件を備えた共同住宅を対象とします。

住宅の形態

- ① 共同住宅が3階建以上で受水槽がある建築物であること。
- ② 同一専用給水装置を使用する建築物に専用住居と事務所及び店舗等が混在する場合は、専用住居の各戸メーターの個数が、全ての各戸メーターの個数の4分の3以上であること。
- ③ 各戸で専用の給水設備が設置されていること。
- ④ 各戸の水道メーターが、設置要綱に基づく審査に合格したものであること。
- ⑤ 共同で使用する給水設備（集会所、散水用等）にも水道メーターが設置されていること。
- ⑥ 給水設備の施設管理および各戸の水道メーターの維持管理の責任者が明確であること。
- ⑦ 入館に際して、常にメーター点検等の業務に支障をきたさない状態であること。

5 水道局が各戸検針、各戸徴収するための条件

共同住宅の所有者、総代人および入居者（使用者）が次に掲げる事項を守って頂くことを条件に実施します。

(1) 所有者または総代人の方へ

- ① 各戸検針、各戸徴収制度の認定の申請者は所有者または総代人とします。

第2種共同住宅認定申請説明書

- ② 所有者、総代人、代理人、これらの住所、電話番号、建物の名称等に変更が生じたときは、早急に届出をしてください。
 - ③ 入居者（使用者）には、各戸検針、各戸徴収制度の適用条件を十分にお知らせしてください。特に転入、転出に伴う届出については滞りなく連絡いただけるよう周知してください。
 - ④ 共同で使用する給水設備（集会所、散水用等）については、各メーターごとに料金の算定を行い請求します。
 - ⑤ 共同住宅の増改築工事等により給水設備を変更するときは、必ず水道局に届出をしてください。
 - ⑥ 受水槽および高置タンクの清掃を行ったときは、必ず水道局に届出をしてください。清掃に係る使用水量の料金は、その都度請求します。
 - ⑦ 親メーターから各戸メーターまでの漏水については、発見しだい修理してください。
 - ⑧ 給水設備の維持管理、水質管理等にすぐ対応してもらえる新潟市指定給水装置工事事業者を選任してください。
 - ⑨ 共同住宅内に設置されている消火栓を、火災以外に使用するときは事前に必ず届出をしてください。使用水量の料金は、その都度請求します。
 - ⑩ 入館に際して暗証番号、鍵等を必要とするセキュリティ設備を設置する場合は、あらかじめ暗証番号を告知し鍵を提出してください。また、各戸メーター設置場所が施錠されている場合の鍵の取扱いも同様とします。なお、これらを変更する場合は、速やかに報告してください。
 - ⑪ その他必要に応じて届出の提出をお願いすることがあります。
- (2) 入居者（使用者）の方へ
- ① 水道料金の支払いは、原則として口座振替を利用して頂きます。
 - ② 専用住居の水道料金の計算は、設置されている口径にかかわらず、13ミリメートルとみなして計算します。
 - ③ 専用住居以外（店舗、事務所、共同で使用する給水設備等）は、設置されている水道メーターの口径で計算を行います。
 - ④ 転入、転出に伴う水道の使用届け、中止清算の届けは、入居者が必ずお客さま番号で届出をしてください。

6 各戸に設置されている水道メーターの寄附について

- ① 各戸に設置されている私有の水道メーターを水道局に寄附することができます。ただ

第2種共同住宅認定申請説明書

し、検定満期までの期間が、1年以上あるものとします。

- ② 寄附された後、検定期間が満了する水道メーターは水道局で取り替えます。

7 申請に必要な書類

- ① 第2種共同住宅適用申請書
- ② 総代人選定届
- ③ 共同住宅入居者名簿
- ④ 第2種共同住宅の取扱いに関する契約書
- ⑤ 第2種共同住宅審査申込書
- ⑥ 給水設備各戸メーター設置基準審査申込書
- ⑦ 給水設備各戸メーター設置届
- ⑧ 寄付申出書
- ⑨ 給水設備配管図（平面図・見取図・構造図）
- ⑩ その他必要に応じて

8 各戸検針、各戸徴収の制度の認定に係る事前相談

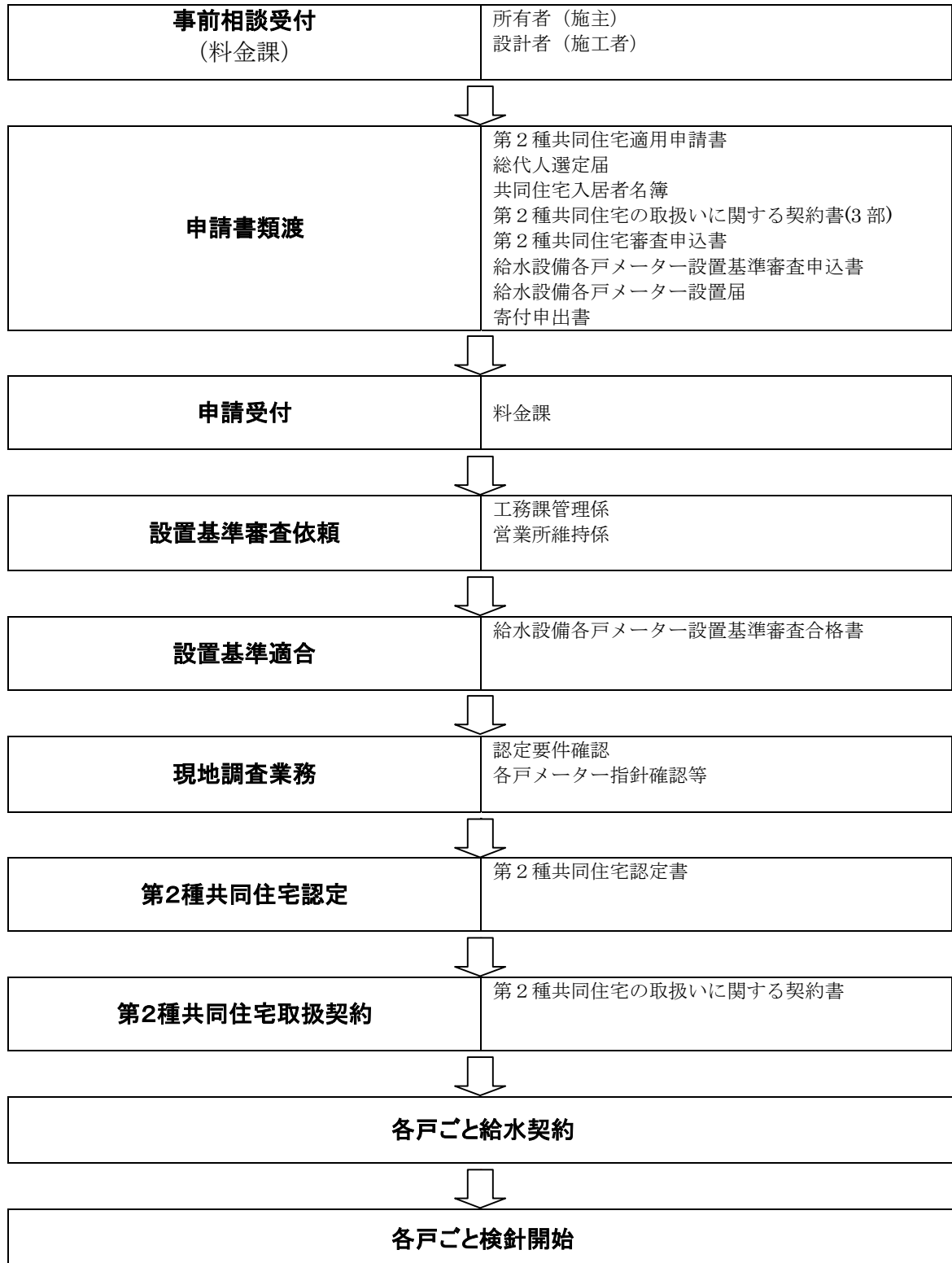
共同住宅の所有者（施主）または、設計者（施工者）が事前にご相談下さい。

相談受付

中央事業所料金課

秋葉事業所料金課

第2種共同住宅の認定及び契約までの主な流れ



受水槽の管理は十分に

大切な飲み水ですから、いつもきれいにしておきましょう。

★ 受水槽以下の設備の管理

受水槽以下の設備は、設置者（所有者）及び使用者で十分な管理をしてください。受水槽や高置タンクの管理が十分でないと、きれいな水道水がタンクの中でよごれてしまいます。いつも清潔にしておくために、1年に1回は内部の点検・清掃を、また、定期的な水質検査を行ってください。なお、受水槽の水を使用していて異常（水が止まらない、水が出ないなど）を感じたら、まず設置者（所有者）または管理人へ連絡してください。

★ 水道法では

受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるもの（簡易専用水道）については、設置者（所有者）に年1回の清掃などの管理を義務付け（水道法施行規則第55条）ており、保健所に届出が必要です。受水槽の有効容量が10立方メートル以下のものについては、義務付けられていませんが、大切な飲み水ですから、いつもきれいにしておくために、点検・清掃をお願いします。